

ヒアリング発表内容

(社)日本冷凍空調設備工業連合会 専務理事 吉川 慧

1. フロン回収に係る実態

(1) 当協会の構成員の実態

我々は「冷凍空調設備」のプロの集団であり、フロン回収は依頼があれば適正に回収している。

「フロン回収」は、設備の入れ換えや施主との関わりで発生することが多く、「施主から直接依頼」されることが殆どである。つまり、「フロン回収」は本業の附随的業務であり、「フロン回収」がメインではない。

いわゆる「建物解体」時に「フロン回収」のみゼネコンや解体業者等から依頼されるケースは少ないが、昨今は「ゼネコン・サブコン」については、今までの業務の関わりから「フロン回収」のみの依頼が増えているようだ。「解体業者」からの依頼はあまりないのが現状。

フロン回収費用については、約 6 割が「値引きされ満足に支払われない」業況にある。

フロン回収をする際には、殆どが日設連が作成した「フロン回収処理管理票」や各構成団体が独自に作成した「回収管理票」等を使用して、適正に管理している。

2. フロン類の排出抑制に係る取組及び課題

(1) 取組

フロン問題対策等緊急事業の実施 (S63 ~ H3)

- ・本格的な遠心冷凍機の実態調査等
- ・冷媒フロン回収技術者・事業所の認定制度とフロン回収・再利用センターの設立を提案
建設省が実施した国有施設からのフロン (CFC) 回収・再生・再利用システムの構築と回収及び再生冷媒の供給体制の確立に協力 (H5 ~ H10)

冷媒回収推進・技術センター (略称: RRC) の設立・運営 (H5 ~) ((社)日本冷凍空調工業会とフルオロカーボン協会、当会との共同事業)

- ・冷媒再生事業所の設置
- ・冷媒回収技術者の養成 (講習会・登録試験)、「冷媒回収処理技術」テキスト作成
- ・冷媒回収事業所の認定
- ・フロン回収に係る各種啓発等

フロン回収システムの構築 (H7 ~)

- ・全国 32 ヲ所に地域冷媒回収促進センターの設置。132 ヲ所に冷媒回収管理センターの設置。
- ・回収装置、ポンベ等を冷媒回収管理センターへ配備 (H10 ~ H15)
- ・回収実態レビュー体制の確立
- ・フロン回収処理管理票の作成・運用
- ・再生や原材料への再利用

各種資料、指針の策定

- ・冷媒回収管理・技術資料の作成
- ・フロン「有・無」シールの作成・貼布

業界、ユーザー等への啓発

- ・啓発用パンフレット等の作成と周知
- ・各種セミナー、講習会、説明会の開催

(2) 課題

- ユーザーへの効率的な啓発方法
 - ・フロン回収の必要性、費用等の周知
 - ・回収時間等
- 回収用ポンペの確保
- 回収時間の短縮
- 再生・再利用の促進

3. 現行フロン回収破壊法に係る問題点

(1) 回収フロンに関わる者への啓発・教育

機器廃棄者（機器所有者）

- ア 業務用冷凍空調機器にフロンが入っていることの認識
- イ フロンを放出してはいけないとの認識
- ウ フロンを回収するには適正に回収・処理しなければならない認識
- エ フロン回収・処理するには費用がかかる認識

取次者

- ア フロンを回収しなければならない認識
 - イ 施主への指導
 - ウ 回収業者へ適正な価格で回収を依頼する
- 回収業者（メーカー等）
- ア 回収技術のレベルアップ
 - イ 回収効率をあげる努力（回収コストの低減）
 - ウ 整備時の回収量の把握

(2) 取締りが実質不可能

- マニフェストによる回収フロンの管理を義務化
- マニフェストを使用しないことだけで罰則

(3) 法改正

機器廃棄者、取次者への義務と罰則の明文化

第一種フロン類回収業者の登録要件に「技術者がいること」を加え、技術者名と資格内容を登録させる。

- ・それにより、回収技術の向上と適正回収を図る
- ・いいかげんな回収業者の排除
- 「上記の技術者」及び「十分な知見を有する者」の資格内容の明確化

マニフェストによる回収フロンの管理を法制化し、マニフェストを使用しないことだけで、フロンを放出したものと見なし、罰則を科す

4. 今後のフロン類排出抑制に係る取組

特に新たな取り組みは無いが、法改正の内容によっては、改正内容にそった運用等をしていかなければならない。また、法改正の周知徹底とフロン回収の啓発については、今後も引き続き強力にしていかなければならない。

さらに、技術者の養成を継続して実施し、優れた技術者を多く排出し、事業所に対しては、更なるフロン回収の徹底と報告の徹底を図っていきたい。

また、資源の有効活用を図る観点からフロンの再生・再利用を積極的に拡大していきたい。